

重要事項説明書 わおわお仲町台保育園

【運営主体】

[名称]

社会福祉法人わおわお福祉会

[法人所在地]

〒230-0071 横浜市鶴見区駒岡4丁目21番12号

[代表者]

理事長 大川 榮男

[法人本部]

〒222-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央46-6

[電話番号・FAX]

TEL 045-511-8032 FAX 045-511-8003

[定款の目的に定めた事業]

保育所の経営・一時預かり事業の経営

【施設の概要】

[名称]

わおわお仲町台保育園

[所在地]

〒224-0041 横浜市都筑区仲町台5丁目6番11号

[電話番号・FAX]

TEL 045-941-8033 FAX 045-941-8028

[施設長]

市村 由紀子

[開設年月日]

平成26年4月1日

[利用定員] 100名

0歳（ひよこ組）— 6名 1歳（りす組）— 16名 2歳（うさぎ組）— 19名
3歳（こあら組）— 19名 4歳（ぱんだ組）— 20名 5歳（きりん組）— 20名

[入所対象児]

生後57日から就学前まで

[保育事業内容]

一時保育事業、延長保育事業、産休明け保育事業、障害時保育

[職員構成]

施設長 1名

保育士 17名（常勤17名・非常勤3名）

看護師 1名（常勤）

栄養士 1名（常勤）

その他 6名（非常勤6名）

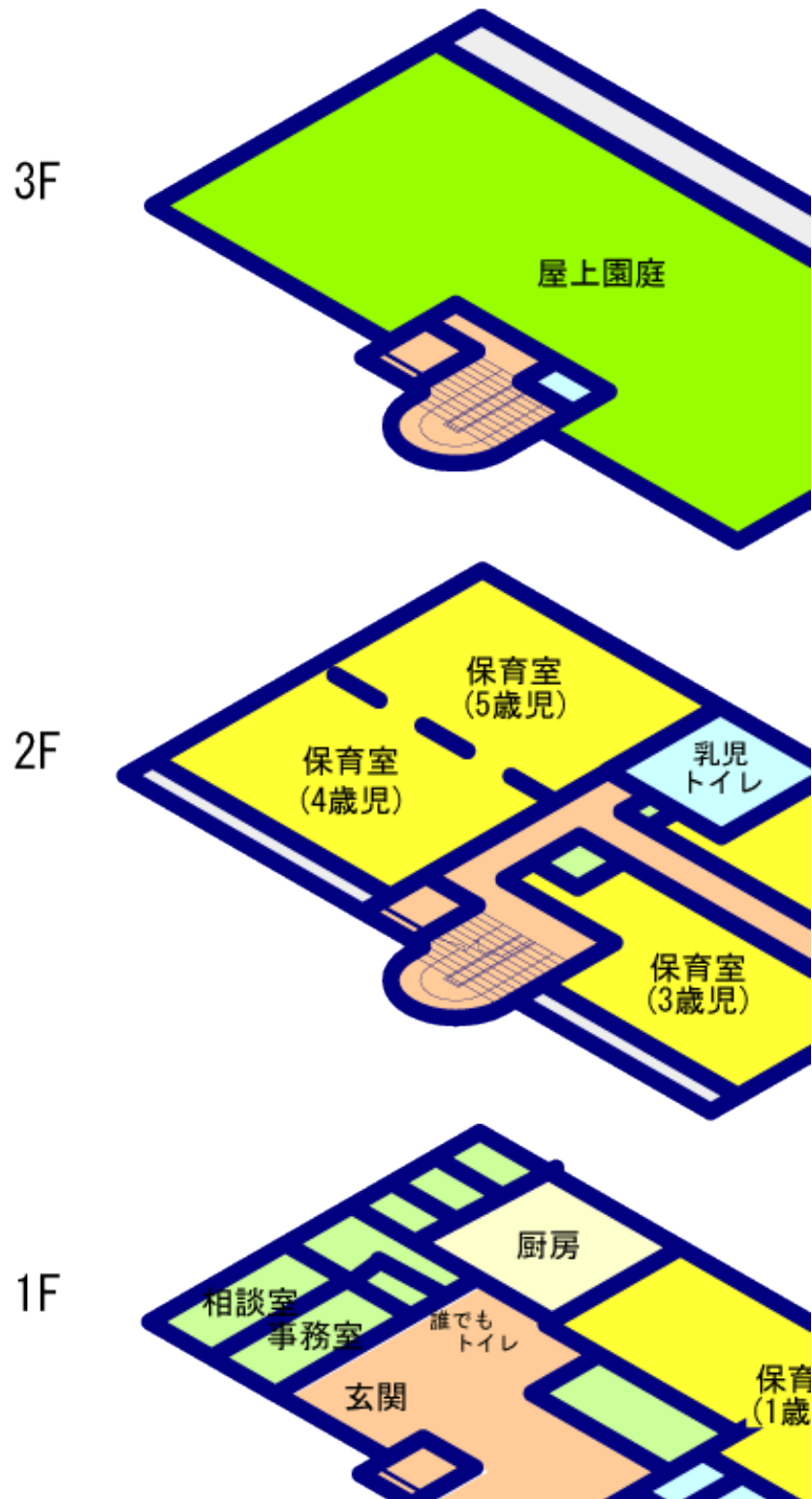
※利用定員により、国の最低基準以上の職員配置をしております。

※年度により職員構成は異なることもあります。

【施設・設備の概要】

敷地面積		486.00 m ²	
園舎	構造	鉄骨造 3 階建 延床面積 555.10 m ²	
	延床面積	555.10 m ²	
施設設備の 数と面積	乳児室	1 室	23.12 m ²
	保育室	5 室	266.78 m ²
	調理室	1 室	23.67 m ²
	調乳室	1 室	3.75 m ²
	幼児トイレ	小 3 個、大 6 個	23.68 m ²
	乳児トイレ(沐浴室)	大 3 個	13.72 m ²
	医務室	1 室	5.44 m ²
	事務室	1 室	10.34 m ²
	その他		168.38 m ²
設備の種類		冷暖房(0・1 歳児室床暖房)、エレベーター	
屋外遊戯場		屋外遊戯場 157.63 m ²	

[園内配置図]



わおわお仲町台保育園の基本理念

＝ほめて・みとめて・ほげまして＝

やる気を育て、自分で考えて行動できる子どもを育てる

1. 保育目標

わおわおで育つ子どもたち

- ☆豊かな人間的ふれあいを通じて“人と人との信頼”の価値と尊さを身につけます。
- ☆子どもの社会性を培い、人間性を育むうえでの“正しい習慣”を身につけます。
- ☆面白いね！ふしぎだね！すごいね！という体験を豊富に積み重ね“創造性の芽生えとやる気”を育てます。
- ☆“もじ・かず・ことばへの興味や関心”を育てます。
- ☆人と人とのつながりを大切に“元気で明るく、笑顔であいさつできる子ども”を育てます。
- ☆やさしい気持ちを養い、忍耐力・正義感・自制心をもつ、豊かな心を育てます。
- ☆命の尊さを知らせ、慈しむ心と感謝の心を育てます。

社会福祉法人わおわお福祉会
理事長 大川 榮男

わおわお福祉会は、子どもの安全と健康的な保育を基本に、働く保護者が安心できる保育・教育環境の整備と実践を目標とし、家庭ではできない集団生活の中で協調性、自主性を持った思いやりのある次世代を担う子どもの育成を目指します。

2. わおわお仲町台保育園の保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

- ★ **知 育**—日常生活や遊び・行事などを通じて子どもたちの成長・発達・興味関心に即した主体的な学びを支えます。
- ★ **英会話**—ネイティブスピーカーの先生と歌や遊びを通して、体を動かしながら英語のリズムや発音を耳で聞いたり、話したりして、英語への興味・関心を育てます。
外国人の先生による活きた英会話が学べます。
- ★ **体 育**—幼児体育指導検定有資格者が、跳び箱、マット運動、鉄棒等の指導を行ないます。
- ★ **食 育**—野菜の栽培や、調理にかかわることで、生命の尊さと不思議を学び、「食を営む力」の基礎を身につけます。給食に使用する味噌を子どもたちが作ることで、誰かのために役に立つ気持ちを育てます。
- ★ **リズム遊び**—音楽を使って、身体的・感覚的・知的に優れた子どもたちの育成をめざします。

一日の保育・教育スケジュール

乳児（3歳未満）	時間	幼児（3歳以上）
開園 【短】延長保育（朝）開始 【標準】通常保育開始	7：30	開園 【短】延長保育（朝）開始 【標準】通常保育開始
【短】通常保育開始	8：30	【短】通常保育開始
登園完了	9：00	登園完了
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 子どもたちの生活リズムを作るため9：00までの登園にご協力ください。 又、欠席・遅刻の連絡も必ず9：00までにお願いします。 </div>		
リズムあそび		リズムあそび または体育指導
朝の会・水分補給・牛乳	9：20	
あそび(室内外)・散歩	9：30	朝の会・水分補給
		設定保育 ※英語(週2回/月・木)
給食(年齢によって前後します)	10：50	
午睡(年齢によって前後します)	12：00	給食
		午睡(年齢によって前後します)
	13：00	
午睡終了・おやつ	15：00	午睡終了・おやつ
あそび		あそび
		帰りの会
【短】通常保育終了	16：30	【短】通常保育終了
【短】延長保育（夕）開始		【短】延長保育（夕）開始
あそび		あそび
補食 ※延長保育利用者のみ	18：00	補食 ※延長保育利用者のみ
夕食 ※延長保育利用者のみ	18：30	夕食 ※延長保育利用者のみ
【標準】通常保育終了		【標準】通常保育終了
【短】【標準】延長保育開始		【短】【標準】延長保育開始
延長保育終了	20：30	延長保育終了
閉園		閉園

3. 保育・教育を提供する時間

開所時間

月～金曜日 7:30～20:30 (延長保育時間含む)
土曜日 7:30～18:30 (延長保育時間含む)

保育標準時間認定(11時間)に関する保育時間

月～金曜日 7:30～18:30
土曜日 7:30～18:30
延長保育時間 夕/18:31～20:30 (土曜日除く)

保育短時間認定(8時間)に関する保育時間

月～金曜日 8:30～16:30
土曜日 8:30～16:30
延長保育時間 朝/ 7:30～ 8:29
夕/16:31～20:30
夕/16:31～18:30 (土曜日)

※ 慣らし保育について

- 入園当初の保育時間は、お子さまに無理のない範囲の保育時間から慣れていただきます。
- 慣らし保育の目安は、下記表をご参照ください。
あくまでも目安ですので、不都合がある方は、お申し出ください。

	0～2歳児	3歳児以上
1日目	9:00～11:00	9:00～11:30
2日目	9:00～11:00	9:00～13:00
3日目	9:00～12:00	9:00～16:30
4日目	9:00～15:00	通常保育スタート
5日目	9:00～16:30	
6日目	通常保育スタート	

※詳しいスケジュールは、別紙で配布いたします。

4. 休園日

年末年始（12月29日～1月3日） 日・祝日

5. 利用料金

項目	内容、負担を求める理由及び目的
①利用料	保護者が居住する市町村が定める利用料
②延長保育料	30分あたり 1,700円/月(10日利用 850円/月)
③2号認定に係る給食費	3歳以上児の主食費 月額 2,000円 3歳以上児の副食費 月額 4,500円
④日本スポーツ振興センター共済掛金	園児の災害給付金 年額 315円
⑤アルバム代	1冊 3,000円(3歳より 1,000円/年×3回積立)
⑥午睡用寝具リース費	お昼寝コットリース費 年 2,700円(月額 225円)
⑦2号認定に係る教材費	3歳以上児用個人教材 別紙参照
⑧共同購入品費	園外保育用ユニフォーム他 別紙参照
⑨ICカード	門扉開錠用 1枚 980円
⑩A3フラットファイル	一年間の作品を綴じたためのファイル 1冊 180円

※ 支払い方法

- ① 保護者が居住する市区町村へ直接支払い(3号認定のみ)
- ②③⑥ 利用する月の翌月26日に引き落とし
- ④⑤ 毎年度5月26日に引き落とし
- ⑦⑧ 購入月の翌月26日に引き落とし
- ⑨ 1枚目は貸与します(卒園・退園時にご返却ください)。
2枚目以降は購入月の翌月26日に引き落とし
- ⑩ 毎年度5月26日に引き落とし

6. 給食

	提供内容				(1日の摂取カロリー) 保育園での摂取割合
	午前お やつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	(950 kcal) 50%
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児	—	○	○	○	(1300 kcal) 40%
4歳児	—	○	○	○	
5歳児	—	○	○	○	

◎ミルク「ほほえみ」(明治乳業)を提供しております。

◎3歳以上児につきましては、別途主食費を徴収させていただきます。

給食の提供は、専属栄養士の作成する献立のもと、すべて業務委託会社による自園調理となります。

また、食育を「自分で考えて行動するために必要な要素のひとつ」として考え、

「お腹がすくりズムがもてる」

「食べたいもの、好きなものが増える」

「一緒に食べたい人がいる」

「食事づくり、準備に関わる」

「食べたいものを話題にする」

「命を頂いているのだということを理解し、感謝の気持ちをもって食べる」

「正しい食事の習慣を身につけた」

子どもの姿を目標に、すすめております。

※ アレルギー対応について

当園は、横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、わおわお仲町台保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

- 別紙添付の「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー)」、「食物アレルギー対応票」を提出していただき、看護師・栄養士・園長との面談の上、除去食対応させていただきます。(P15参照)
- 除去食解除の際には、「除去解除届」を提出していただきます。
- ミルクは「ほほえみ」(明治)を使用しております。アレルギーなどで飲む事が出来ない場合は専用の物を持参してください。

7. 保護者の皆さまに用意していただくもの

※ 入園面談にご用意していただくもの

- ① 児童連絡票(お迎え確認用)
- ② お子さまの健康保険証・乳幼児医療証のコピー
- ③ 母子手帳(出生時の状態がわかるページ・最終健診のページ)のコピー
- ④ 引き渡しカード(災害発生時用)
- ⑤ 個人情報同意書
- ⑥ 緊急連絡先
- ⑦ 重要事項説明同意書
- ⑧ 食物アレルギーアンケート
- ⑨ 離乳食アンケート(0,1 歳児)
- ⑩ 児童原簿
- ⑪ 健康台帳
- ⑫ 入園までの生活

➤ 毎日持参していただくもの

持ち物	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	備考
ハンカチ						○	
口拭きタオル	○	○	○				食事の回数分ご用意ください。
紙おむつ	○	○	○				1枚ずつ油性ペンで記名をして下さい
お尻ふき	○	○	○				名前を書いてロッカーに置いて下さい。※園の物を使用する場合があります。
食食用エプロン	○	○	(○)				食事の回数分お持ちください。
汚れ物入れ	○	○	○	○	○	○	25cm×35cm 位(手持ち付き)
着替え	○	○	○	○	○	○	下着も含みます
タオルケット	○	○	○	○	○	○	上掛け用です。綿毛布・大判タオルなど
避難靴 (屋上園庭用)	○※	○	○	○	○	○	0歳児クラスは、月齢・発達により
水筒(月齢・発達にあつたもので可)	○	○	○	○	○	○	中身は水かお茶

※は、月齢・発達により変わります

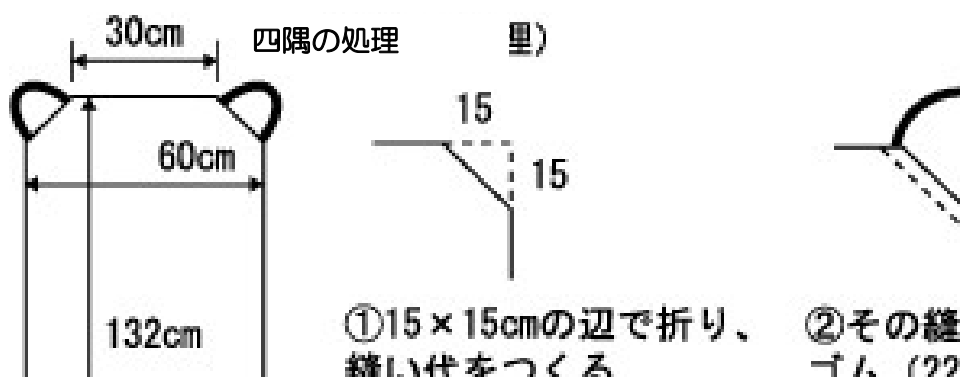
◎歯ブラシ・コップを巾着袋に入れてお持ち下さい。

◎全ての持ち物には見やすい場所に記名をお願いします(上着、靴下、靴などにもわかりやすい場所にはっきりと記名してください。記名がない場合は園で記入させていただく場合もございます)

◎ひもや、フードなどのひっかかりやすい服は安全のため避けるようにしてください。

(別紙参照)

◎週末にはシーツ(下記参照・園にて購入も可)・毛布・タオルケット等を持ち帰り、洗濯して月曜日にお持ちください



8. 登・降園について

※ 登園

- ① 生活リズムをつくるために、9:00までの登園にご協力ください。
- ② 37.5℃以上の発熱や、嘔吐・下痢など体調がすぐれない場合は、登園を控えてください。
- ③ 欠席の場合やいつもより登園が遅くなる場合は、9:00までにご連絡ください。
- ④ 登園時間はコドモンのQRコードをかざした時間となります。保育短時間認定の方の規定時間前の登園につきましては、延長保育の対象となりますのでご注意ください。
- ⑤ 保護者または保育園に届け出ている方が付き添って、各保育室までお連れください。
- ⑥ 登園したら、必ず職員に声をかけお子さまをお預けください。
- ⑦ 健康状態、その他変わったことがある場合にはお知らせください。
- ⑧ 保護者の方が出張等で通常の勤務先にいないときは、その都度必ず連絡先をお知らせください。
- ⑨ 職員はシフト制で勤務しておりますので、登園時と降園時で保育士が違う場合があります。
- ⑩ きょうだいでお子さまをお預けの方は階段での事故を防ぐため、0、1歳児を先にお部屋へお連れください。
- ⑪ 開園時間前は保育室準備時間となっており保育所内には入所できませんので、ご了承ください。

※ 降園

- ① 保護者または保育園に届け出ている方がお迎えに来てください。小中学生の送迎は、事件・事故防止のため、お断りしています。
- ② 上記の方がお迎えに来られない場合は、保護者の責任において「代理の方の名前」と「お迎えに来る時間」を事前にご連絡ください。尚、お引渡しの際には、ご本人確認をさせていただきます。連絡がない場合は、事故防止のため、代理の方にはお引渡しできませんので、ご理解願います。
- ③ 降園時間はコドモンのQRコードを打刻時間となります。保育短時間認定・保育標準時間認定とも、規定時間を過ぎた場合は延長保育の対象となりますのでご注意ください。
- ④ 降園の場合も必ず職員に声をかけてお帰りください。
- ⑤ お子さまお引渡し後は、速やかな降園にご協力ください。また、当時間帯でのけがや事故につきましては責任を負いかねますので予めご了承ください。
- ⑥ お迎えの時間がやむを得ず予定時間より遅れる場合は、電話にてご連絡ください。
- ⑦ きょうだいでお子さまをお預けの方は、階段での事故を防ぐため、2、3、4、5歳児のお迎えを先にお願ひします。
- ⑧ 閉園時間を過ぎてのお迎えについては、理由如何に係らず、別途追加料金をいただきます。(1700円/30分)

※ 車での登降園について

- ① 駐車場は緊急車両用として用意しております。車での登園は原則としてお断りしております。公共交通機関での登園にご協力ください。
- ② 路上に駐車されますと近隣住民、住宅のご迷惑となりますので、路上駐車はしないでください。
- ③ 駐車場内での事故、盗難などのトラブルについて保育園は一切責任を負いませんのでご了承ください。

※ ICカードについて

- ① 門扉の開錠に必要となります。
- ② 原則として、個人で保管してください。
- ③ お子さま1名に、つき1枚園より貸し出しいたします。2枚目以降のカードが必要な場合には、1枚980円(予定)で販売します。
ICカードを紛失した場合は速やかに園に届け出てください。
また、卒園・退園・転園の際は、貸し出し品なので、必ず1枚は返却してください。

9. 保育園と保護者の皆さまとの連携について

保育は保護者とともにお子さまを育てる営みであり、お子さまの24時間の生活を視野に入れ、保護者の皆さまの気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、わからないことはいつでも職員にお尋ねください。園からの情報配信につきましては、下記のようにしております。

- ① 園だより
 - ② クラスだより
 - ③ 保健だより
 - ④ 給食だより
 - ⑤ 保育 ICT システムコードモン
- } ① ~④月1回発行

0~2歳児クラスは毎日、3歳以上児は概ね週 1~2 回（年齢・状況を考慮いたします）の記載となります。また各クラスのその日の活動・日誌は玄関付近の掲示板に掲示いたします。

- ⑥ その他、必要なお知らせについては、随時コードモンの配信または、プリントで配布いたします。

10. 諸届けについて

- ① 住所、電話番号、就労先が変わったら『児童連絡表 変更届』にご記入の上、提出してください。
- ② 保護者が変わったら、親権者の変更など、お子様の養育をする人が変わったときは、すみやかにお知らせください。
- ③ 送迎する人が当日に変更される場合は、9 時以降は、お電話でお知らせください。その際にお迎えに来られる予定だった方から連絡をいただきたいです。また、提出していただいている児童連絡票の送迎者欄に記載のない方につきましては、フルネームと関係性をお聞きして更に送迎時に身分証の(保険証・免許証等) ご提示をお願いしております。当園では、事故を防ぐために送迎する方の変更が確認できない場合やご連絡が無い場合は、お子さんが知っている方でもお渡しできませんのでご注意ください。

※前もって送迎者が変わる事がわかっている時には、事前に児童連絡表にプラスで記入し、顔写真の提出をお願いいたします。

- ④ 退園・転園する場合

退園をお決めになりましたら、必ず 1 ヶ月前にお知らせください。

11. 健康診断・健康管理について

※ 健康診断

当園では、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号）に規定する定期健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

- ① 園児健康診断 全園児 年 2 回

② 歯科健診	全園児	年 2 回
③ 視聴覚検診	3 歳児クラス	年 1 回
④ 尿検査	3 歳児クラス以上	年 1 回
⑤ 身体測定（身長・体重）	全園児	月 1 回

※ 健康管理・病気のときの対応

- ① 乳児（0～2 歳児）は登園時・午睡時、3 歳児以上については、視診他状況に応じて随時、体温測定を行います。
- ② SIDS（乳幼児突然死症候群）予防のために、睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態等をきめ細かく観察（プレスチェック）し、記録しています。（0 歳児クラス—5 分に 1 回、1 歳児クラス—10 分に 1 回）
- ③ 病気になった場合
 - 37.5℃以上の発熱（個人の平熱との差により変化します）、下痢、嘔吐、発疹、痛みなどがみられた場合、顔色や動きなど総合的に判断し、状況に応じて保護者に連絡しお迎えをお願いします。
- ④ 感染症にかかった場合
 - 感染症にかかった場合はすぐに休ませて下さい。また、治って登園するときには、「登園許可証明書（医師記載）」または「登園届（保護者記載）」が必要です。体調が悪い時は、無理に登園させないでご家庭で安静にすごしてください。
 - とびひは横浜市では学校伝染病からは除外されていますが、幼児期のお子さまの場合、重症化することもありますので、医師の診断と適切な処置を施してください。適切な処置をされていない時は、感染防止の為、お預かりできない時もあります。
 - 水いぼについては、登園許可証明書は必要ありませんが、プール遊びにつきましては医師の診断が必要となります。
 - 登園許可証明書・登園届が必要な感染症については、23・24ページの書式に記載してありますので、参照してください。
- ⑤ 園での与薬について(P24,25)

保育園での与薬は原則として行いません。但し、抗けいれん剤、心疾患用薬剤、食物アレルギーの予防薬などの薬、発熱時のけいれん予防薬（ダイアップ坐剤）、食物アレルギー症状を起こした時に服用する薬（抗ヒスタミン剤）など、外用薬については医師が処方した薬で、保育園にいる間にもどうしても外用する必要がある薬などは、特例として与薬いたします。（但し、日焼け止め・虫刺され予防の薬で基礎疾患の管理上必要な場合はご相談ください）

与薬が必要な場合は「与薬依頼書(保護者記載)」に「与薬に関する主治医意見書(医師記載)」を添えて、1回分のみを持参ください。

- 薬を入れた容器、袋にはお子さまのクラスと氏名を記入してください。
- お子さまの具合が悪くなった場合には、直ちに連絡いたしますので当日の保護者の連絡先を明確にして下さい。

⑥ 予防接種について

保育園での生活は集団生活です。異年齢のお子さまがひとつの空間で一日を過ごしています。年間を通していろいろな感染症が流行しますが、予防接種はそういった集団生活の中で感染症から身を守り、健康で健やかに成長するために必要なことだと私たちは考えています。予防接種は義務ではなく任意で受けるものですが、各種の予防接種はできるかぎり接種して、お子さまを感染症から守りましょう。

⑦ 食物アレルギーの対応について

食物アレルギーのあるお子さま、また疑われるお子さまは必ず医師の診断を受け、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー） - 医師記載」「食物アレルギー対応票 - 保護者記載」を提出して下さい。医師の指導があり食品の除去、代替食などを必要とする場合には可能な限り対応します。

また、お子さまの成長に合わせて症状が変わりますので、年に1回以上の検査をお願いしております。

➤ ミルクでアレルギーがある場合は専用のミルクをご持参下さい。

⑧ 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、お子さまの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、児童原簿に記載されている緊急連絡先にご連絡します。また、囑託医・主治医に相談する等の措置を講じます。保護者の皆さまと連絡がとれない場合には、お子さまの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

園生活を楽しく過ごすためにご家庭では次のことに気を付けてください

- (1) 早寝、早起きを心がけ、生活リズムを整えましょう
- (2) 朝食は毎日しっかり食べて登園しましょう
- (3) 食後の歯磨きと点検歯磨きを習慣にしましょう
- (4) 爪はこまめに切りましょう
- (5) 衣服や靴は、体に合ったサイズのものにしましょう

保育園という集団生活の中では、友だちとのケンカや衝突など、自分の思い通りにいかないことも、たくさん経験します。そんな葛藤と向き合いながら、お子様は成長していきますので保護者の方にはご理解をいただけるようお願いいたします。

入園当初（初めての集団生活に入る為）は体調を崩したり、風邪を引きやすくなったりしますので看病のための休暇、お子さまを看てくれる方の手立てをしておかれるとよいと思います。また、病児保育のご案内のパンフレットのありますので、必要に応じてお声掛けください。

1 2. 感染症対策について

感染症または食中毒が発生、またはまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び「横浜市園医の手引き」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

特に「新型コロナウイルス」感染予防につきましては、横浜市こども青少年局より発信された「保育所における新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」に則り対応させていただきます。保護者の皆様にもご家庭における「新しい生活様式の実践」によるご協力をお願いいたします。

- ① 感染症予防のため、日々の保育室内外の衛生管理に努めます。
- ② 職員への健康教育や保健指導を積極的に行い保健意識向上に努めます。
- ③ 感染症の発生や疑いがある場合には、職員間で情報共有すると共に、保護者の皆さまへは園内掲示及コドモンのお知らせー斉配信システム等にてお知らせいたします。
- ④ 感染症の疑いがある場合には、別室で個別に保育し、二次感染防止に努めます。

1 3. 障がい児保育について

当園では横浜市の「福祉のまちづくり条例」に適合した施設となっております。

横浜市職員配置基準を遵守し、職員一同自己研鑽に努め共通理解を図ってまいります。

「職員」「保護者」「主治医」「地域の専門機関」との連携を密にし、お子さまが安心して生活できる保育環境となるよう十分配慮いたします。

1 4. 医療的ケアが必要なお子さまについて

個別にご相談ください。

1 5. 嘱託医

医療機関 葛が谷つばさクリニック

院長名 長田 展明

所在地 横浜市都筑区葛が谷 4-14

電話番号 045-945-2772

1 6. 嘱託歯科医

医療機関 森内歯科医院

院長名 森内 将光

所在地 横浜市都筑区仲町台 5-1-35

電話番号 045-943-5336

17. 緊急避難場所、広域避難場所

緊急避難場所 折本小学校 横浜市都筑区折本町 1321

広域避難場所 茅ヶ崎公園一帯



18. 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画をたて、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	市村 由紀子
消防計画届出年月	都筑消防署 令和 3年 8月
防災設備	消火器・火災報知器通報装置

避難訓練のねらい	○保育士がいざという時に慌てず、適切に行動できるようにする。 ○子どもに災害時の避難行動を繰り返ししらせ、身につけさせる。
避難訓練の内容 (毎月1回以上)	地震訓練 火災訓練 通報訓練 緊急避難訓練

19. 非常事態の発生時のお願い

1 大規模地震発生警戒宣言が発令された場合

- (1)警戒宣言が発令されると同時に解除が発令されるまで保育園は「休園」となります。
- (2)保育時間中に発令した場合は、園児は保護者の方に引き渡す事になります。警戒を知った時点で、直ちにお迎えをお願いします。
- (3)やむを得ずお迎えが遅れる場合、園児は保育園または予め決められた避難所でお預かりします。

2 保育時間中に大きな災害が発生した場合

- (1)原則的には保育園で迎えをお待ちしています。
- (2)災害の状況によっては、保護者の方へ連絡ができないことも考えられますので、情報を入手次第、早急にお迎えをお願いします。
また、あらかじめ保育園で指定している避難場所や震災時避難場所（地域防災拠点）・広域避難場所に移動することがあります。この場合は、保育園の入口に掲示します。
各保育園で決めている避難場所を確認しておきましょう。
- (3)園児の引き渡しは「引渡しカード」に記載されている方にお引渡しいたします。

3 不審者侵入等の事件防止と対応

- (1)園児の安全確保を第一に、日頃から防犯訓練を実施しています。
- (2)保護者の方に確実に連絡ができるよう、連絡先は常に明確にしておいてください。
万一の場合には、お迎えをお願いすることもあります。

4 避難訓練

- (1)災害時に備えて職員による組織づくりを行い、その役割を分担しています。
- (2)お子さまの発達に応じて避難訓練の目的や意義を理解させ、毎月1回、地震・火災を想定した避難訓練を行います。

災害用ブロードバンド伝言板「web171」

大災害が発生すると、安否確認や問い合わせなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながりにくい状況が続きます。そのため、緊急時の通信手段について事前に確認し、準備しておくことが大切になります。

※ 「災害用ブロードバンド伝言板「web171」

災害等発生時、被災地域の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報の登録が可能なサービスです。

災害用ブロードバンド伝言板「web171」

【伝言の録音】 パソコンや携帯電話などから <http://www.web171.jp> へアクセスし、電話番号をキーに伝言を登録する。

【伝言の閲覧】 <http://www.web171.jp> へアクセスし、電話番号及びパスワードを入力して閲覧する。

災害用伝言板

各携帯電話サービス会社では、大規模な災害時に携帯電話やスマートフォンで安否確認ができる「災害用伝言板」を提供しています。

「災害用伝言板」とは震度 6 弱以上の地震など、大きな災害が発生した時に、被災地域にお住まいまたはご滞在中の方が、携帯電話やスマートフォンからご自身の状況を登録していただくことができ、登録された安否情報はインターネットなどを通じて、全世界から確認していただける災害時専用のサービスです。各携帯電話サービス会社の登録方法を参照の上、手続きをしていただくことをお勧めいたします。

【各社登録方法掲載ページ】

docomo

https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_board/

au

<https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/>

ソフトバンク

<https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/boards/>

Y!mobile

<https://www.ymobile.jp/service/dengon/>

上記以外につきましては、各携帯電話会社にお問い合わせください。

※ 「災害用伝言体験利用」

災害用以外にも、災害用伝言ダイヤル（171）「体験利用日」が設定されています。実際に災害が起きたとき活用できるように、この期間に体験しておきましょう。

災害用伝言 体験利用

【体験利用日】

- ・ 毎月 1 日及び 15 日（0：00～24：00）
- ・ 正月三が日（1 月 1 日 0：00～1 月 3 日 24：00）
- ・ 防災週間（8 月 30 日 9：00～9 月 5 日 17：00）
- ・ 防災とボランティア週間（1 月 15 日 9：00～1 月 21 日 17：00）

【提供条件】

- ・ 伝言録音時間：30 秒
- ・ 伝言保存期間：体験利用期間終了まで
- ・ 伝言蓄積数：20 伝言

尚、東日本大震災の際に、①⑦①伝言ダイヤルが被災地以外使用できなかったこともあり、携帯電話等から保育園より緊急のおしらせ等のメールを受信できるシステム「保育 ICT システムコドモン」を採用しております。保護者の皆さまには別紙の手順を踏んで、ご登録をお願いいたします。

20. 賠償責任保険の加入状況

保険の種類	保育園賠償責任保険
保険の内容	賠償責任保険／団体障害保険
保険金額	対人 1 名 2 億円まで／1 事故 10 億円まで 対物 1 事故 200 万円まで

21. 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年 1 回、自己評価を実施 公表方法：園内外掲示
外部評価	実施方法：かながわ福祉サービス第三者評価を受信 実施回数：5 年に 1 回 公表先：かながわ福祉サービス第三者評価推進機構ホームページ

22. 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受付けております。玄関の入口にご意見箱を設置しています。

相談・苦情窓口	氏名 木村 真富果 電話番号 045-511-8032
相談・苦情解決責任者	氏名 市村 由紀子 電話番号 045-941-8033
第三者委員	氏名 折戸 忍 電話番号 045-948-5873 役職・肩書等 仲町台中央町 会会長
	氏名 近藤 隆也 電話番号 045-472-1522 役職・肩書等 川向町会会長

23. 育児支援について

当園は、地域子育て支援の拠点として、園庭・施設解放、育児相談など、実施しています。

年間行事予定

4月 入園式・進級式

クラス懇談会

5月 こいのぼり集会(幼児)

6月 内科健診

歯科健診

保育参加週間

7月 七夕夏まつり

7月～8月の間(金土)未定

お泊り保育(5歳児)

10月 運動会

いも掘り(5歳児)

11月 内科健診

歯科健診

引き渡し訓練

きりん組親子クッキング

※保育参観、個人面談は随時お受けいたします。

この他、季節により行事が追加、変更になる場合があります。

～毎月の行事～ 避難訓練・身体測定・お誕生会(保育参加)

意見書（医師記入）

わおわお仲町台保育園施設長殿

入所児童氏名

年 月 日 生

（病名） （該当疾患に☑をお願いします）

<input type="checkbox"/>	麻しん（はしか）※
<input type="checkbox"/>	インフルエンザ※
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症※
<input type="checkbox"/>	風しん
<input type="checkbox"/>	水痘（水ぼうそう）
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱（プール熱）※
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。

表8 医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること（乳幼児にあっては、3日経過していること）
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
いんとう 咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

登園届 (保護者記入)

わおわお仲町台保育園施設長殿

入所児童名 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日 生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

<input type="checkbox"/>	溶連菌感染症
<input type="checkbox"/>	マイコプラズマ肺炎
<input type="checkbox"/>	手足口病
<input type="checkbox"/>	伝染性紅斑 (りんご病)
<input type="checkbox"/>	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
<input type="checkbox"/>	ヘルパンギーナ
<input type="checkbox"/>	R S ウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	帯状疱疹しん
<input type="checkbox"/>	突発性発しん

(医療機関名) _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日受診) において、病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので
_____ 年 _____ 月 _____ 日より登園いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登

表9 医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている。

与薬依頼書（保護者記載用）

令和 年 月 日

わおわお仲町台保育園園長

保護者名

園児名 _____ 男・女(歳 か月)

連絡先(電話)

1. 主治医： 連絡先（電話）： 住所：	(_____) 病院・医院)
2. 病名：	
3. 持参した薬 1) 薬品名： 2) 剤 型： 飲み薬：散（粉末） ・ シロップ ・ 錠 外用薬：塗り薬 ・ 座薬 ・ その他（ _____ ） 3) 使用方法（いつ、何時に、どんなときに、など、具体的に書いてください）	
4. 保管 室温・冷蔵庫・その他（ _____ ）	
5. その他注意事項	

使用日	/	/	/	/	/	/
受領サイン						
保管サイン						
与薬サイン						
使 用 日	/	/	/	/	/	/
受領サイン						
保管サイン						
与薬サイン						

注) 使用日以下は保育園で記入

主治医殿

日頃、園児の健康管理にご協力賜り有難うございます。

さて、横浜市立保育園では、原則として与薬の代行は行っていませんが、時間与薬の必要な薬

剤、食事関連性の強い薬剤、熱性痙攣の予防薬、食物アレルギーの症状発現時の頓用薬など、医師が必要と認めたものに限って与薬することとしています。

つきましては、先生のご意見をいただきたくて以下の意見書に必要事項をご記入願います。

なお、抗菌剤を含めて急性疾患に対する与薬は認めておりませんので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

横浜市こども青少年局
横浜市医師会保育園医部会

..... 切り取り
線

与薬に関する主治医意見書

令和 年 月 日

園児名 _____ 男・女

平成.令和 年 月 日 生

医療機関名

主治医名 _____ 印.

1. 病名 :
2. 薬品名 :
3. 使用する目的及び使用法 薬品の効用及び使用目的 : 保育園で与薬を要する理由 : 使用法 :
4. その他特記事項

個人情報保護に関する方針

社会福祉法人わおわお福祉会ならびにわおわお仲町台保育園は、園児および保護者・家庭に関わる個人情報(特定の個人を識別することが出来る情報)に関する取り扱いについては、以下の方針で取り扱うものとします。

(個人情報の基本理念)

当保育園では、園児および保護者・家庭に関わる個人情報は『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

(個人情報の第三者提供の制限)

当保育園では、『個人情報の保護に関する法律』第 23 条に規定されている下の各号に該当するとき以外は、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報(個人データ)を提供することはありません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であり、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であり、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要な場合であり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をおよぼす恐れがあるとき。

(個人情報の管理)

当保育園では、園児の個人情報(個人データ)を正確かつ最新に保つように勤めるとともに、利用目的を失った個人情報は保管義務期間終了後に確実に消去するものといたします。

(個人情報の開示・訂正・利用停止・消去)

当保育園は、保護者が園児および保護者・家庭に関わる個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める場合には、その権利を有していることを確認し、法令に従い速やかに対応するものといたします。

(個 人 情 報 の 安 全 管 理 措 置)

当保育園では、『個人情報保護に関する基本方針』を実行するために、個人情報保護担当者(施設長)を設置し、個人情報保護法その他関連する法律等を遵守し、管理責任者のもとで厳重なセキュリティ対策を実施し、園内研修や職員会議等で職員に周知徹底させ、適切に個人情報を管理してまいります。また、法人役員ならびに職員やその他関係者は、職務上知りえた個人情報に対して、就業中はもとより離職後も含め守秘義務を厳守いたします。業務委託を行う場合は、委託契約に安全管理措置の内容を契約に盛り込むことといたします。

(個人情報の使用)

当保育園は、当園発行のパンフレット、ホームページ等への個人情報の使用に際しましては、掲載されている方の 安全に留意するとともに、情報主体の方の意見を尊重し、使用制限の申し出があった時は、合理的な方法、範囲で対応します。

構 造：鉄骨造3階建
敷地面積：486.00㎡
建築面積：274.25㎡
延床面積：555.10㎡

建物全体の特徴・・・・・・・・

エコ保育所

エコ保育所とは、横浜市が策定する要領に基づき、エネルギー使用の合理化（省エネ）を図った保育所を指します。エネルギー使用の合理化を図る環境に配慮し、お子さまだけにとどまらず地球にとっても、優しい施設を実現しました。

配色

元来、福祉施設の内装で採用されていたパステル色（淡いピンク・クリーム・水色等）が好まれてきました。わおわおグループとしては設立当初からそのような淡色を一切使用せず、テーマカラーでもある赤、青、黄色、緑といった原色系のビビットな色を基調としてまいりました。その理由として、園での生活の中で幼少期からの色彩感覚を養っていただき、またビビットな色同様、明るく活発なお子さまに育てていただきたいと考え、採用しております。

換気

機械的な強制換気だけに頼らず、なるべく多くの大きい開閉窓を採用することにより自然換気を心がけ、お子さまに季節ごとに違う風を感じてもらおうよう、また健康面からも考慮いたしました。

採光

太陽のひかりが多く取り入れられる建物南側には可能な限り間口部を設け、透明ガラス入り窓を採用し、なるべく多くの天然光を建物内部に取り入れ、明るく優しい光のあふれる保育園を目指しております。

空間

従来の保育施設で設定されてきた天井の高さより高い位置に天井を設定した上、天井の形状も、凹凸を付けて工夫をこらしました。これにより床面積の広い空間に見られる、高さ方向からの圧迫感を解消いたしました。その空間同様お子さまに『伸びやかにおおきく成長していただきたい』、といった願いを込め設計しました。

バリアフリー

空間と空間を仕切る際にどうしても出来てしまう凹凸や高低差をなくし、規定値まで軽減するバリアフリー設計を全体に施すことにより、足元の不安定なお子さまのつまずきによる転倒防止やそれに付随するけがを未然に防げるよう考慮いたしました。

指はさみ防止戸

お子さまが直接開閉出来る戸（保育室入り口・トイレ）に関しては、誤って指を挟むといった事故を未然に防ぐため、指はさみ防止戸を採用しております。また、既存の戸では対応できない箇所は特注にて製作し対応しました。

その他にもお子さまの生活には関係のない区域へは勝手に出入りできないように、取っ手やラッチをお子さまでは届かない高い位置に取り付け、そういった対応が出来ない箇所に関しては鍵が掛けられるよう錠前を取り付け、必要に応じて施錠できるようにしております。

床暖房

乳児が生活する区域（0・1歳児室）に関しましては、床暖房を採用しております。これにより裸足での健康的な保育が可能となり、また冷えやすい足元からの採暖を可能にし、健康面に関しても考慮いたしました。

保育室全般・・・・・・・・

可動間仕切り

一部の保育室の区分け（4・5歳児室）を収納可能な可動間仕切りを採用することによって、複数の空間が一体化でき広々としたひとつの空間として利用することが可能になり、雨の日屋外遊びができないときでもストレスなく室内遊びができるようになっております。

乳児専用トイレ

ミルクを飲む際や、寝汗をたくさんかく乳児は体を汚してしまう機会が他年齢のお子さまより多いので、清潔を保つために沐浴用の浴槽を設置いたしました。

保育室・・・・

保育室 0歳児

0歳児室は建物内で、もっとも採光・通風条件が良い位置に設置いたしました。

また乳児のお仕事は睡眠です。静かに安心して眠りにつけるように角部屋にし、睡眠時間に差のある乳児の生活にストレスの無いように配慮いたしました。

調乳室

粉ミルクを何度も回数を分けて飲む乳児のために、厨房とは別に調乳室を設けることにより、保育士がお子さまから目を離すことなく調乳出来るように配慮いたしました。

その他

バリアーフリー・指はさみ防止戸・床暖房・空間・乳児専用トイレ

保育室 1歳児

その他

バリアーフリー・指はさみ防止戸・床暖房・空間・乳児専用トイレ

保育室 2歳児

その他

バリアーフリー・指はさみ防止戸・空間・2歳児専用トイレ

保育室 3歳児

その他

バリアーフリー・指はさみ防止戸・空間

保育室 4歳児

その他

バリアーフリー・指はさみ防止戸・空間

保育室 5歳児

その他

バリアーフリー・指はさみ防止戸・空間

共有エリア・・・・・・・・

厨房

厨房内の機器は主にスチームコンベクション等、火を使用しない安全で衛生的なものを使用しております。また、床に水を流さないドライ方式を採用することで、より清潔で安全な食事が提供できます。

屋上園庭

3F 屋上園庭は可能な限りのスペースを確保しました。
また、床には弾力のあるゴム製床(ゴムチップ)として、遊び場に適した安全で暖かみのある材料を採用しました。

プール

組み立て式の大型プールを用意しております。

シャワーコーナー

プールでの活動後すぐに汚れを洗い流せるように温水が出るシャワーコーナーを設けております。

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

保 育 園 名 : わおわお仲町台保育園

所 在 地 : 横浜市都筑区仲町台 5-6-11

説 明 者 職 名 : 施設長 氏名 市村 由紀子

私は、書面に基づいてわおわお仲町台保育園の利用にあたって重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保 護 者 住 所 :

児 童 氏 名 :

保 護 者 氏 名 : 印（署名でも可）

児童から見た続柄 :

別紙 実費徴収について

2024年度(令和6年度) 販売価格表 仲町台園

共同購入品

品名	仕様	対象年齢・サイズ・カラー	単価
通園かばん	対マダ入	全園児対象	5,100
シール帳セット		3歳児以上 シール帳 310円 シール 290円	600
カラー帽子	ニット	乳児 (48~52cm)	1,140
		幼児 (53~57cm)	1,150
	メッシュ	幼児 (53~57cm)	1,210
Tシャツ	対マダ入	90・100・110・120・130・140	1,820
トレーナー	対マダ入	90・100・110・120・130・140	2,790
午睡用シーツ		1歳児以上	1,500
ICカード		全園児	980

個人教材

品名	対象年齢	単価
① お道具箱	3歳児以上	760
② わんど		380
③ わんどケース		450
④ わんど板		400
⑤ じゅうが機		242
⑥ のり		250
⑦ クレヨン		590
⑧ フラットファイル		180
⑨ 3歳児用セット(①~⑧)		3,252
⑩ はさみ	4歳児以上より使用	500
⑪ のり補充	容器を購入した方のみ	110